

震災廃棄物等の発生量・処理量（輪島市）

表 3 - 2 家電 4 品目の処理量（平成 19 年 11 月末）

（単位：台）

品目	輪島地区	門前地区	計
テレビ	1,630	2,579	4,209
冷蔵庫・冷凍庫	252	463	715
洗濯機	516	409	925
エアコン	122	252	374

*1 平成 19 年 11 月末までに仮置場から搬出し処分した量

表 3 - 3 家屋除去ごみの発生量・処理量

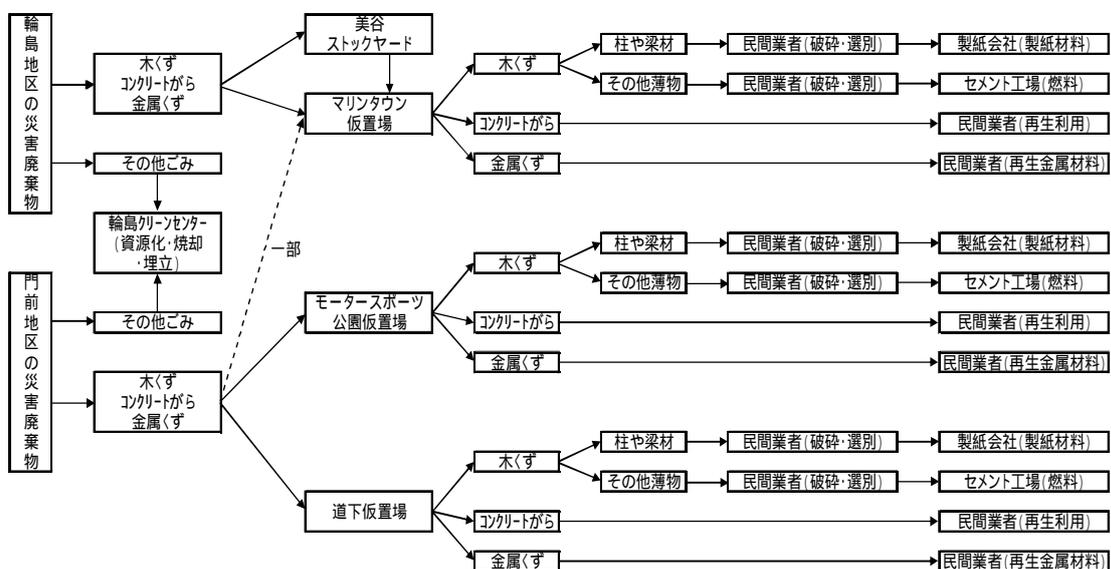
（単位：トン）

種類	発生量(推計)（平成 19 年 6 月）			処理量(実績) （平成 19 年 12 月末）
	輪島地区	門前地区	計	
がれき類	36,781	54,281	91,062	36,745
木くず	18,391	27,141	45,532	25,160
金属くず	2,299	3,393	5,692	358
混合物	36,781	54,281	91,062	89,169
可燃				1,382
不燃				87,787
合計	94,252	139,096	233,348	151,432

*1 処理量(実績)は平成 19 年 12 月末時点での仮置場から搬出し処分した量

*2 混合物の処理量(実績)には仮置場に搬入された片付けごみを含む

震災廃棄物の処理フロー（輪島市）

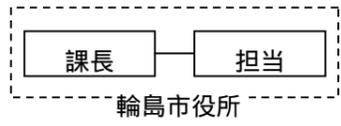
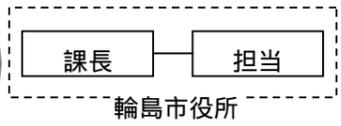
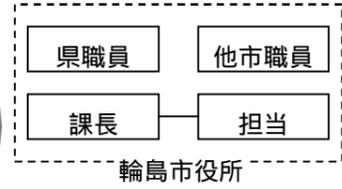
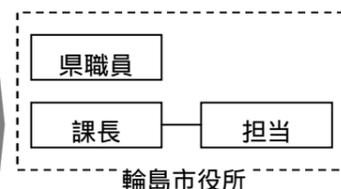
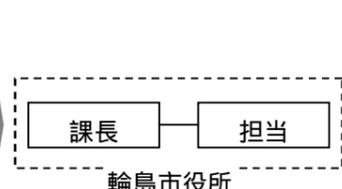
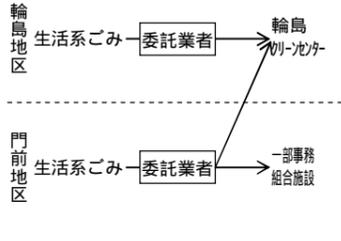
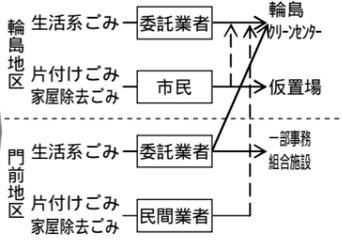
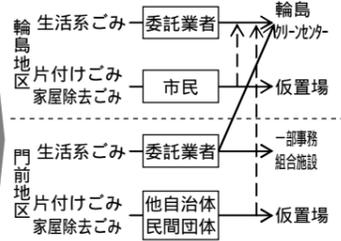
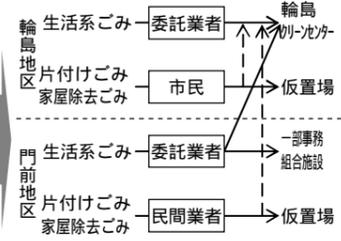
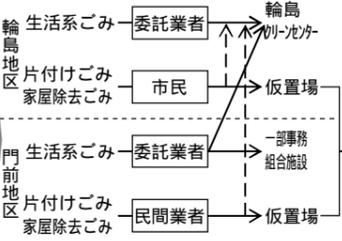
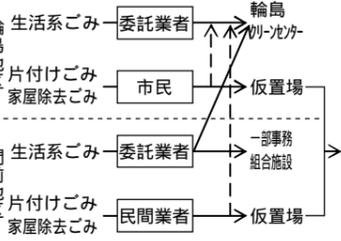


支援活動の概要（輪島市）

種類	概要	
災害廃棄物	収集	(11 自治体・5 団体・6 企業)
片付けごみ (門前地区)	収集	3/26 ~ 5/12 の延べ 24 日間 車両 : 650 台・日、人員 : 680 人・日 (平均 27 台/日、28 人/日、最大 234 台/日、224 人/日)
家屋除去ごみ	運搬	3/28 ~ 4/15 の 19 日間 (無償) 緊急を要するもの
	運搬	市指定業者による解体・運搬
	仮置場の 管理運営	(地元 2 団体)
	処分	民間業者による資源化・中間処理・最終処分

支援体制構築に係る対応状況（輪島市）

体制確立

		平常時	発災(3/25)	24時間	3日	1週間	3週間	3ヶ月
組織体制								
	処理フロー							
行動内容	輪島市	県内市相互応援協定締結(平成17年8月)	情報収集 仮置場の選定 仮設トイレの設置(災害対策本部が対応)	生活系ごみの収集開始 仮置場の開設 民間業者(市内)に支援要請(緊急的な家屋除去) 仮設トイレのし尿汲み取り開始 市HPに広報記載	他自治体への支援要請 民間団体への支援要請 市民相談窓口の設置 市広報に記載	民間業者と委託契約(家屋除去ごみの運搬委託) 民間業者向けの講習会開催	民間業者と委託契約(中間処理・最終処分委託)	
	石川県	石川県災害廃棄物処理指針・県マニュアル・市町マニュアル策定(平成18年3月)	情報収集	県職員の派遣(最大4人) 市町への処理方針の通知 県内自治体の資機材・処理施設調査	市町への国庫補助制度説明 県内自治体への支援要請・調整 民間団体への支援要請 民間業者のリストアップ	市町向け説明会開催(県・市町・環境省) 民間業者向けの講習会支援		
	国・環境省	地方環境事務所から県に対し、情報収集・被害状況報告依頼の事務連絡を发出 政府調査団に廃棄物対策課職員が参加 災害救助法の適用(3/25)	全国団体に支援要請 自治体の支援申出を県に伝達	「家庭、避難所などにおけるノロウイルス患者の方の発生に伴う廃棄物の捨て方などに関する留意事項」を県・市に参考配布 県の要請により環境省現地調査班を派遣(第1班)	県の要請により環境省現地調査班を派遣(第2班) 激甚災害の指定(4/20)	災害等廃棄物処理事業費補助金の災害査定 廃棄物処理施設 災害復旧費補助金の災害査定		
	支援団体		小千谷市職員の派遣 金沢市職員の派遣 民間業者の支援(無償)(緊急的な家屋撤去等)	他自治体の支援(無償) 民間団体・業者の支援(無償)(緊急的な家屋撤去等)	民間業者の支援(有償)(解体廃棄物の運搬委託)	民間業者の支援(有償)(中間処理・最終処分委託)		
その他の事項	・輪島市と門前町の合併(平成18年2月1日)	・市施設に大きな被害なし ・門前地区の情報収集が遅れる ・廃棄物関連の職員は実質2人	・県の指導により災害廃棄物を「片付けごみ」と「家屋除去ごみ」に分類 ・小千谷市職員から情報受領 ・避難所26カ所、2,214人(ピーク時)	・県が関与した支援:10自治体・4団体・6企業、延べ車両555台・1,228人(別途市民ボランティアあり) ・市は支援車両・人員に対して燃料と宿泊施設を提供 ・市役所で災証明発行時に家屋撤去の相談を受付	・処理委託契約手続きを市・県で検討 ・撤去・運搬は単価契約・出来高精算払い(単価は市の規定)	・市施設が通常の処理体制に復旧(職員が通常業務に戻る) 焼却施設:3ヶ月後 埋立処分場:6ヶ月後		

(3) 平成19年新潟県中越沖地震(新潟県柏崎市)

地震の概要

項目	概要																																																																																																																																																																																																																																																																																									
地震の概要	新潟県中越沖地震(平成19年7月16日10時13分) 震源:新潟県上中越沖 規模:M6.8(本震)・M5.8(余震) 最大震度:震度6強(本震)・震度6弱(余震)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
被害状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">都道府県名</th> <th colspan="5">人的被害</th> <th colspan="3">住家被害</th> <th colspan="3">火災</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">行方不明</th> <th rowspan="2">重傷</th> <th colspan="2">軽傷</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> <th rowspan="2">一部破損</th> <th rowspan="2">建物</th> <th rowspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> <th>棟</th> <th>棟</th> <th>棟</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> <th>人</th> <th>人</th> <th>人</th> <th>人</th> <th>棟</th> <th>棟</th> <th>棟</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>15</td> <td></td> <td>2,315</td> <td>323</td> <td>1,992</td> <td>1,319</td> <td>5,621</td> <td>34,714</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td></td> <td></td> <td>29</td> <td>6</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> <td>356</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>2,345</td> <td>329</td> <td>2,016</td> <td>1,319</td> <td>5,621</td> <td>35,070</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>											都道府県名	人的被害					住家被害			火災			死者	行方不明	重傷	軽傷		全壊	半壊	一部破損	建物	危険物	その他	重傷	軽傷	棟	棟	棟	件	件	件	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	件	件	件	新潟県	15		2,315	323	1,992	1,319	5,621	34,714	1		2	富山県			1		1							長野県			29	6	23			356				計	15	0	2,345	329	2,016	1,319	5,621	35,070	1	0	2																																																																																																																																																																																				
	都道府県名	人的被害					住家被害			火災																																																																																																																																																																																																																																																																																
死者		行方不明	重傷	軽傷		全壊	半壊	一部破損	建物	危険物	その他																																																																																																																																																																																																																																																																															
				重傷	軽傷							棟	棟	棟	件	件	件																																																																																																																																																																																																																																																																									
人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	件	件	件																																																																																																																																																																																																																																																																															
新潟県	15		2,315	323	1,992	1,319	5,621	34,714	1		2																																																																																																																																																																																																																																																																															
富山県			1		1																																																																																																																																																																																																																																																																																					
長野県			29	6	23			356																																																																																																																																																																																																																																																																																		
計	15	0	2,345	329	2,016	1,319	5,621	35,070	1	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																															
	(新潟県) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th colspan="5">人的被害</th> <th colspan="3">住家被害</th> <th colspan="3">火災</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死者</th> <th rowspan="2">行方不明</th> <th rowspan="2">重傷</th> <th colspan="2">軽傷</th> <th rowspan="2">全壊</th> <th rowspan="2">半壊</th> <th rowspan="2">一部破損</th> <th rowspan="2">建物</th> <th rowspan="2">危険物</th> <th rowspan="2">その他</th> </tr> <tr> <th>重傷</th> <th>軽傷</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> </tr> <tr> <th>人</th> <th>人</th> <th>人</th> <th>人</th> <th>人</th> <th>人</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> <th>件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>2</td> <td>7</td> <td></td> <td>1</td> <td>61</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長岡市</td> <td></td> <td></td> <td>243</td> <td>65</td> <td>178</td> <td>10</td> <td>451</td> <td>5,584</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>三条市</td> <td></td> <td></td> <td>32</td> <td>4</td> <td>28</td> <td></td> <td>1</td> <td>104</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>柏崎市</td> <td>14</td> <td></td> <td>1,664</td> <td>191</td> <td>1,473</td> <td>1,109</td> <td>4,505</td> <td>22,506</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小千谷市</td> <td></td> <td></td> <td>40</td> <td>1</td> <td>39</td> <td></td> <td></td> <td>237</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>十日町市</td> <td></td> <td></td> <td>8</td> <td></td> <td>8</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>202</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>見附市</td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td></td> <td>468</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燕市</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>822</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>糸魚川市</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>妙高市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>33</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>上越市</td> <td></td> <td></td> <td>157</td> <td>21</td> <td>136</td> <td>14</td> <td>62</td> <td>2,628</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>阿賀野市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>魚沼市</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>南魚沼市</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出雲崎町</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>17</td> <td>130</td> <td>1,383</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>湯沢町</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>刈羽村</td> <td>1</td> <td></td> <td>116</td> <td>31</td> <td>85</td> <td>166</td> <td>441</td> <td>650</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>川口町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県計</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>2,315</td> <td>323</td> <td>1,992</td> <td>1,319</td> <td>5,621</td> <td>34,714</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>												人的被害					住家被害			火災			死者	行方不明	重傷	軽傷		全壊	半壊	一部破損	建物	危険物	その他	重傷	軽傷	件	件	件	件	件	件	人	人	人	人	人	人	件	件	件	件	件	件	新潟市			9	2	7		1	61				長岡市			243	65	178	10	451	5,584			1	三条市			32	4	28		1	104				柏崎市	14		1,664	191	1,473	1,109	4,505	22,506	1		1	小千谷市			40	1	39			237				十日町市			8		8	1	14	202				見附市			14		14			468				燕市			10	3	7	2	13	822				糸魚川市			1		1			6				妙高市							2	33				上越市			157	21	136	14	62	2,628				阿賀野市								1				魚沼市			6	2	4			6				南魚沼市			4		4			15				出雲崎町			10	2	8	17	130	1,383				湯沢町			1	1								刈羽村	1		116	31	85	166	441	650				川口町							1	8				新潟県計	15	0	2,315	323	1,992	1,319	5,621	34,714	1	0	2
	人的被害					住家被害			火災																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	死者	行方不明	重傷	軽傷		全壊	半壊	一部破損	建物	危険物	その他																																																																																																																																																																																																																																																																															
				重傷	軽傷							件	件	件	件	件	件																																																																																																																																																																																																																																																																									
人	人	人	人	人	人	件	件	件	件	件	件																																																																																																																																																																																																																																																																															
新潟市			9	2	7		1	61																																																																																																																																																																																																																																																																																		
長岡市			243	65	178	10	451	5,584			1																																																																																																																																																																																																																																																																															
三条市			32	4	28		1	104																																																																																																																																																																																																																																																																																		
柏崎市	14		1,664	191	1,473	1,109	4,505	22,506	1		1																																																																																																																																																																																																																																																																															
小千谷市			40	1	39			237																																																																																																																																																																																																																																																																																		
十日町市			8		8	1	14	202																																																																																																																																																																																																																																																																																		
見附市			14		14			468																																																																																																																																																																																																																																																																																		
燕市			10	3	7	2	13	822																																																																																																																																																																																																																																																																																		
糸魚川市			1		1			6																																																																																																																																																																																																																																																																																		
妙高市							2	33																																																																																																																																																																																																																																																																																		
上越市			157	21	136	14	62	2,628																																																																																																																																																																																																																																																																																		
阿賀野市								1																																																																																																																																																																																																																																																																																		
魚沼市			6	2	4			6																																																																																																																																																																																																																																																																																		
南魚沼市			4		4			15																																																																																																																																																																																																																																																																																		
出雲崎町			10	2	8	17	130	1,383																																																																																																																																																																																																																																																																																		
湯沢町			1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																						
刈羽村	1		116	31	85	166	441	650																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川口町							1	8																																																																																																																																																																																																																																																																																		
新潟県計	15	0	2,315	323	1,992	1,319	5,621	34,714	1	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																															
	出典:平成19年(2007年)新潟県中越沖地震(第49報)(消防庁、平成19年12月28日)																																																																																																																																																																																																																																																																																									
激甚災害の指定状況	8月7日閣議決定、8月10日公布 対象地域:新潟県(長岡市、柏崎市、出雲崎町、刈羽村) 種類:局激(局地激甚災害指定基準)																																																																																																																																																																																																																																																																																									

震災廃棄物等の対応範囲（柏崎市）

種類	対応範囲
生活系ごみ 粗大ごみ 廃家電	<p>【平常時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やすごみ・燃やさないごみ・資源物は委託業者による定期収集 ・ 粗大ごみは市直営の電話申し込みによる戸別収集 <p>【発災後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃やすごみは、発災翌日から通常時の収集体制 ・ 燃やさないごみ・粗大ごみ・家電4品目は、仮置場を確保して、発災2日後から市民による自己搬入を開始したが、交通渋滞のため中止(後日、2回に分けて特別収集を実施) ・ 家電4品目・粗大ごみは無料回収(平成20年12月まで) ・ 資源物の収集は、9月上旬まで中断し、9月中旬から特別収集 ・ 10月から通常の収集体制に復旧
解体廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の被災住宅や付属建物(車庫、物置、土蔵等)を対象(塀、灯籠、ブロック塀は対象外) ・ 解体廃棄物の運搬・処分費用は市負担(解体費用は自己負担) ・ 個人の被災住宅等の修理・修繕から発生する廃棄物の処分費用は市負担(運搬費用は自己負担)
し尿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直営の2台は通常通り市内の家庭の汲み取りを実施 ・ 避難所等に設置した仮設トイレのし尿の汲み取りは他自治体等が実施 ・ 仮設トイレの設置状況(避難者数) <ul style="list-style-type: none"> 1日目： 約350基(約8,300人) 2日目： 約740基(約9,000人) 3日目： 約1,200基(約5,700人) 7日目： 約1,800基(約2,500人)

震災廃棄物等の発生量・処理量（柏崎市）

表 3-4 粗大ごみ・不燃ごみの処理量（平成 19 年 12 月末）

種類	処理量
可燃性粗大ごみ(m ³)	7,518
不燃性粗大ごみ(トン)	391
布団・じゅうたん・畳(m ³)	5,214
その他家電(トン)	129
不燃ごみ(トン)	3,638
廃プラスチック(トン)	38

*1 仮置場（平成 19 年 10 月末まで受け入れ）から搬出し処分した量
（11 月 1 日からクリーンセンターで受け入れ）

表 3-5 家電 4 品目の処理量（平成 19 年 12 月末）

（単位：台）

品目	台数
テレビ	14,569
冷蔵庫・冷凍庫	3,914
洗濯機	2,272
エアコン	1,045

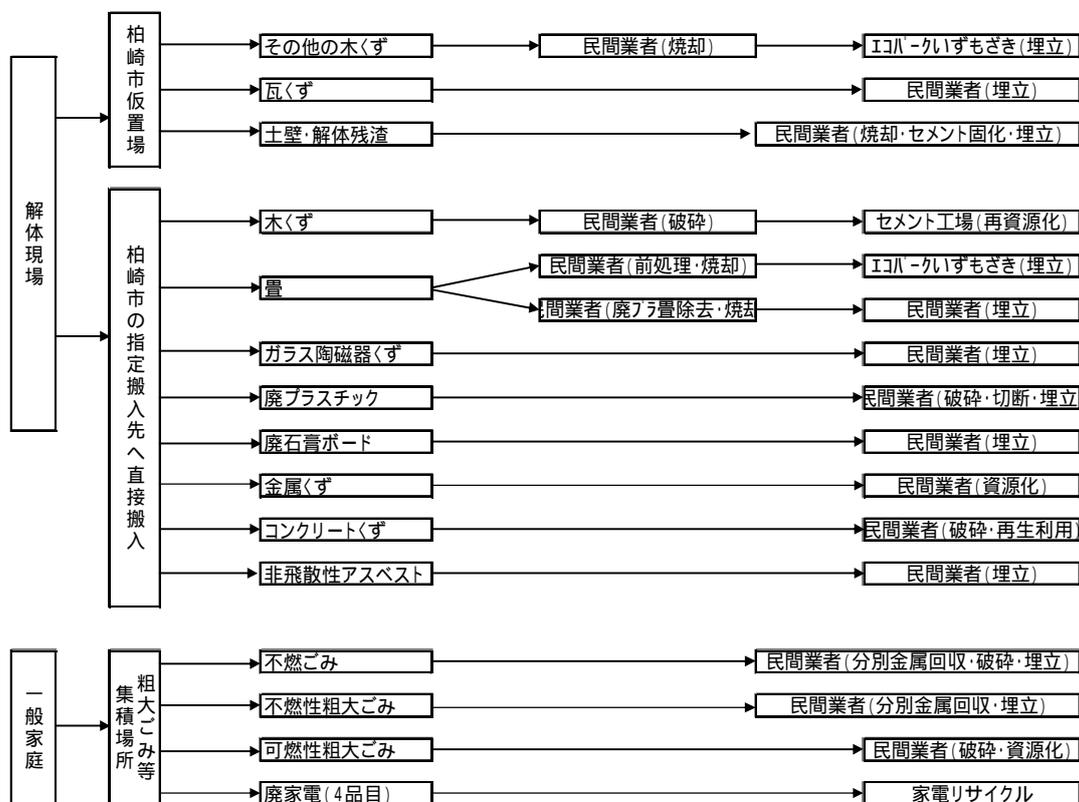
表 3 - 6 解体廃棄物の発生量・処理量

(単位：トン)

種類		発生量(推計) (平成 19 年 11 月)	処理量(実績) (平成 19 年 12 月末)
木くず	木くず	194,500	34,502
	その他の木くず		14,354
畳		3,750	2,529
ガラス陶磁器くず		7,100	1,374
瓦くず		38,300	19,161
廃プラスチック		5,425	1,229
廃石膏ボード		15,950	5,638
金属くず		3,750	1,137
コンクリートくず		234,550	70,205
土壁・解体残渣		39,325	23,093
非飛散性アスベスト		6,825	156
その他	繊維くず	0	396
	紙くず		1,480
	外壁材		1,625
	ゴムくず		0
	アスファルト材		17
	その他がれき類		1,053
合計		549,475	177,950

*1 処理量(実績)は平成 19 年 12 月末時点での仮置場から搬出し処分した量

震災廃棄物の処理フロー（柏崎市）



支援活動の概要（柏崎市）

種類	概要	
燃やすごみ	焼却	7/19～11/12の117日間（19自治体） 焼却量：12,536トン（107トン/日）
	収集	7/23～11/12の113日間（8自治体・1団体） 車両：733台・日、人員1,504人・日
	搬出	7/23～11/12の113日間（11自治体） 車両：2,358台・日、人員：4,638人・日
燃やさないごみ 家電4製品 粗大ごみ	収集	7/27～8/12、8/17～9/2の30日間 （2自治体・2団体(73業者)・2企業） 収集量：約4,650トン 車両：935台・日、人員：1,927人・日 （別途鉄道によるコンテナ輸送あり）
解体廃棄物	運搬	市指定業者による解体・運搬
	処分	民間業者による資源化・中間処理・最終処分
仮設トイレのし尿	汲み取り	7/17～8/22の32日間（1自治体・1団体） 車両：146台・日、292人・日、汲み取り量481kl

支援体制構築に係る対応状況（柏崎市）

体制確立

		平常時	発災(7/16)	24時間	3日	1週間	3週間	3ヶ月
組織体制	処理フロー							
行動内容	柏崎市	県・市町村災害廃棄物処理応援協定締結 (平成 18 年 10 月)	情報収集 仮設トイレの設置	生活系ごみの収集開始 (燃やすごみのみ) 仮置場の選定・開設 他自治体への支援要請 仮設トイレのし尿の汲み取り開始	民間団体への支援要請 民間業者と委託契約 市民にチラシ配布 市広報・HPに記載 市民相談窓口の設置(市役所)			
	新潟県	平成 16 年中越地震の資料の保管 県・市町村災害廃棄物処理応援協定締結 (平成 18 年 10 月)	情報収集	県内自治体の資機材・処理施設調査 他自治体への支援要請	柏崎市に職員派遣(2人) → 市町村への処理方針の通知 民間団体への支援要請 民間業者のリストアップ	市町村への処理計画の指針の通知 市町村向け説明会開催 (県・市町村・環境省)		
	国・環境省	地方環境事務所から県に対し、情報収集・被害状況報告依頼の事務連絡を发出 政府調査団に廃棄物対策課職員が参加 県庁に職員派遣 災害救助法の適用(7/16)	「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル(案)」を県に参考配布 市に職員派遣・情報収集	「災害時における廃家電の取扱い及びフロン等対策の推進について」を県・市に参考配布 県の要請により環境省現地調査班を派遣(第1班)	県の要請により環境省現地調査班を派遣(第2班) 激甚災害の指定(8/7)	災害等廃棄物処理事業費補助金の災害査定 廃棄物処理施設災害復旧費補助金の災害査定		
	支援団体			他自治体の支援 (一般廃棄物焼却については有償) 民間団体・業者の支援(有償) (運搬・中間処理・最終処分委託)				
その他の事項	・ 柏崎市・高柳町・西山町が合併(平成 17 年 5 月 1 日) ・ 被災自治体に平成 16 年中越地震の対応経験あり	・ 市焼却施設が被災により稼働停止(維持管理人員は他業務へ振り分け)	・ 避難所 82 ヲ所、11,410 人(ピーク時)	・ 県が能登半島地震の情報を受領 ・ 市に周辺の産廃業者の情報あり ・ 粗大ごみ等の市民による搬入を開始したが道路渋滞のため禁止 ・ 民間業者運搬単価は見積り平均	・ 通常の収集体制に復旧(10月) ・ 市焼却施設が稼働再開(11/15)			

資料4 災害時における書類様式（例）

4 - 1 . 市町村への処理方針通知（平成 19 年中越沖地震での事例）

災害対応

廃 第 号
平成 × × 年 × × 月 × × 日

市 町 村 長 様

県 部長

新潟県中越沖地震に係る災害廃棄物処理の対応について（通知）

このたびの新潟県中越沖地震に伴い発生する災害廃棄物の処理については別紙のとおりとしますので通知します。

課 担当 × ×
電話： -

新潟県中越沖地震に係る災害廃棄物処理の対応方針

1 趣旨

市町村が実施する災害廃棄物の収集運搬及び処分に係る事業は、環境省の補助金の対象とされており、今後、全壊・半壊の一般住宅を解体して排出された災害廃棄物等（以下「解体廃棄物」という。）の処理を市町村が行う場合の対応方針をとりまとめた。

2 解体廃棄物処理の基本的事項

所有者が解体することにより排出された解体廃棄物は市町村が指定した一時集積場に運搬の上一時仮置きし、その後、市町村が分別・処理することを基本とする。なお、解体家屋が少ない場合は、必ずしも一時集積場の確保の必要はない。

3 基本的な対応

(1) 第一段階

ア 解体廃棄物の発生量予測

市町村は、全壊・半壊家屋等の数量から解体廃棄物の発生量を予測する。

イ 一時集積場の確保

市町村は、解体廃棄物の分別・中間処理のため一時集積場を確保する。

(2) 第二段階

ア 解体廃棄物処理計画の策定

市町村は、解体廃棄物の処理計画を策定する。

【処理計画に定める事項】

- ・計画的な解体（分別の程度を含む。）と一時集積場への搬入の計画
- ・一時集積場における分別及び処理方法の選定（リサイクルの推進）
- ・分別後の廃棄物の処理計画（リサイクルの推進、自区内処理及び委託処理）

市町村は、木くず、がれき類、金属くず等の再資源化が可能な廃棄物については、極力、リサイクルを図ること。

再資源化できない廃棄物については、自区内の一般廃棄物処理施設のほか、県内の産業廃棄物処理施設において委託処理を行う。

イ 処分先、処理委託業者等の選定と確保

- ・解体、運搬及び処分業者の選定

分別、適正処理を確保するため、資格を有する業者等を選定する。

- ・一時集積場での分別、処理業者の選定
- ・その後の処分先の確保

一時集積場での作業を計画的に段取する処分業者を中心として、関連業者等の協力を得ながら処理フローを策定。

【県】産業廃棄物協会等を通じて処理体制の整備を支援するほか、必要に応じて他県に対して必要な調整を行う。

(3)第三段階

ア 計画的な処理の実施

- ・ 処理計画に基づき計画的な解体、一時集積場への搬入、分別及び処理を実施
- ・ 進行管理の実施

イ 計画の見直し

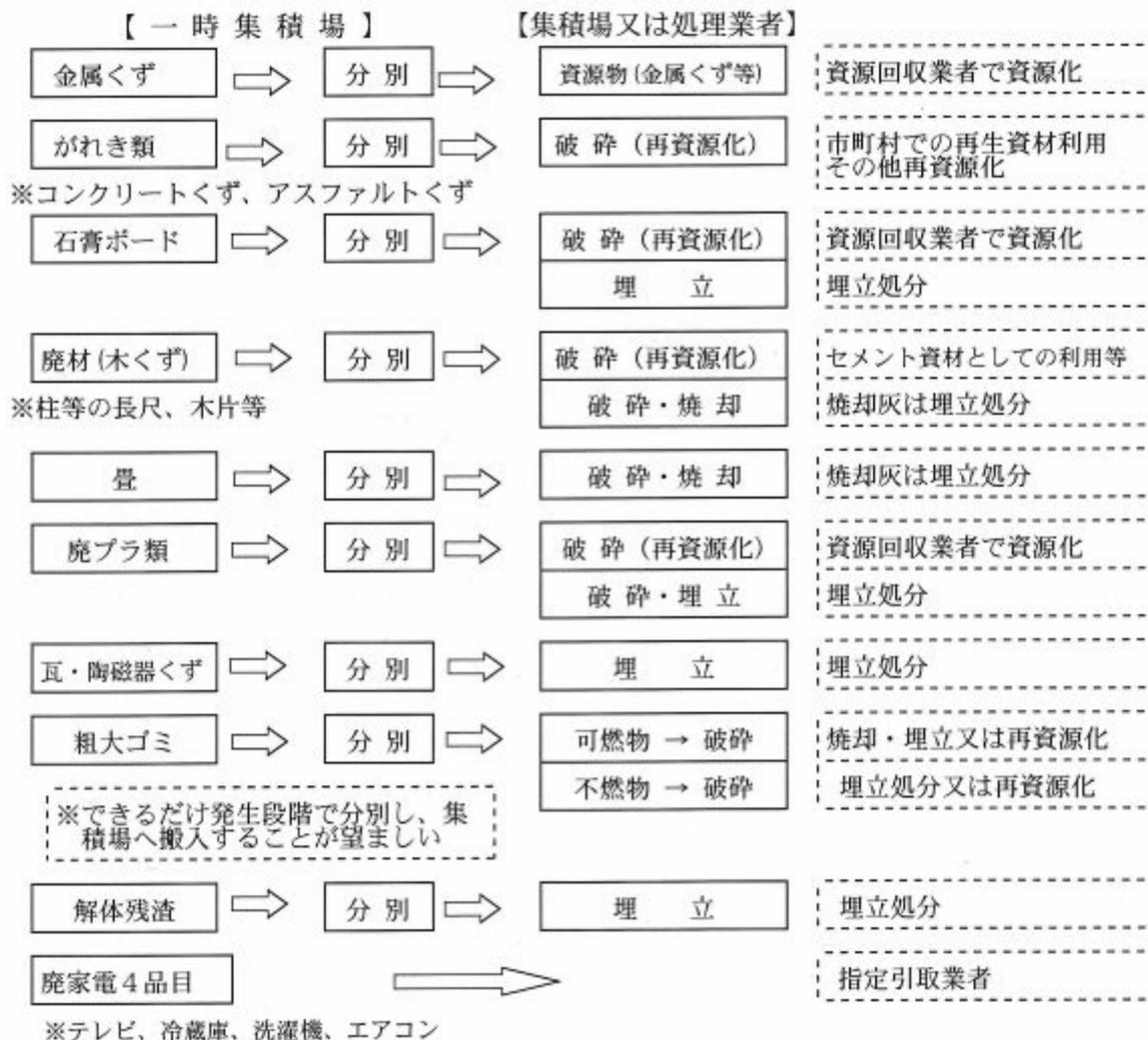
処理の進捗状況を見て、必要により処理計画の見直しを行う。

【県】 進行管理状況を把握し、計画的な処理の実施の支援を行う。

4 その他

解体家屋数が少ない等の理由から一時集積場を設けないこととした市町村についても、解体廃棄物処理計画を策定すること。

【災害廃棄物の基本的な処理について】



4 - 2 . 市町村への処理計画策定依頼（平成 19 年中越沖地震での事例）

廃 第 号
平成 × × 年 × × 月 × × 日

市町村廃棄物担当課長 様

県 部
係長

解体廃棄物処理計画の策定及び報告について（依頼）

中越沖地震に係る災害廃棄物処理の対応については、平成 × × 年 × × 月 × × 日付け廃第号で 部長から通知されたところですが、解体廃棄物処理計画の策定に当たっては下記 1 の事項に留意するとともに、策定した計画を下記 2 のとおり報告してください。

記

1 解体廃棄物処理計画の策定

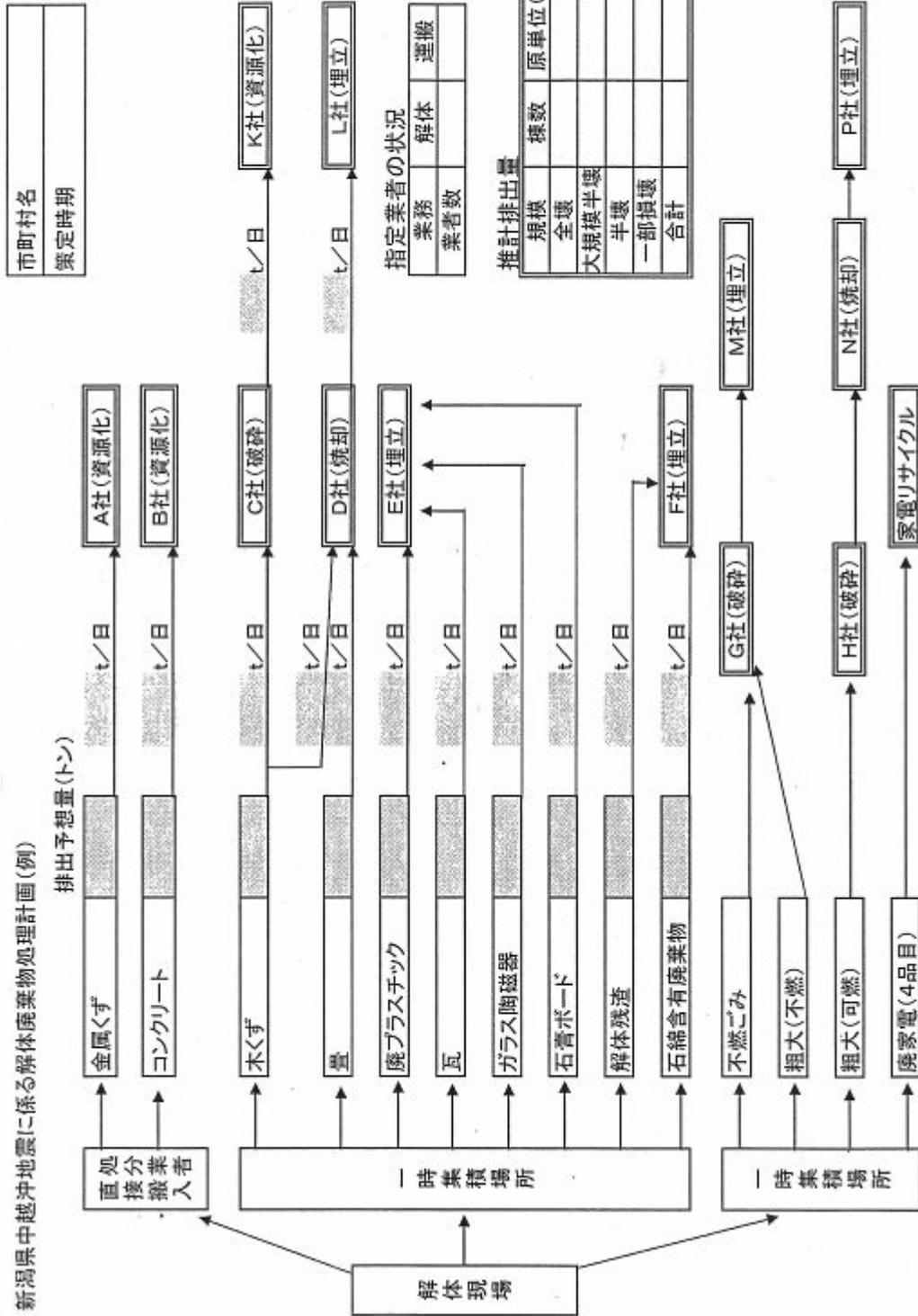
- (1) 解体現場からの搬出・分別・処分について、別紙の例を参考にして策定してください。
なお、修理・修繕に伴って発生する廃棄物も含んでください。
- (2) 策定に当たっては、発生量を予測し、処理を委託する処理業者と十分協議してください。
なお、発生量は現在予測している数値で結構です。（事業費算定のための発生量予測については別途連絡します。）
- (3) 計画の実施に必要な事項は、別途市町村の状況に応じ定めてください。
（例：分別の方法、一時集積場所の搬入・搬出等の管理方法、委託料金の設定など）
- (4) 策定に当たって技術的支援が必要な場合は、 に協力を依頼してください。

2 解体廃棄物処理計画の報告

× × 年 × × 月 × × 日までに に提出してください。

担当	係	× ×、× ×
電話：		-
FAX：		-

新潟県中越沖地震に係る解体廃棄物処理計画(例)



4 - 3 . 廃棄物関係団体への協力依頼（例）

第 号
平成 × × 年 × × 月 × × 日

協会
様

県 部
部長

災害廃棄物の処理について（依頼）

日頃から、廃棄物処理行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

さて、ご承知のとおり平成 × × 年 × × 月 × × 日 ~ × × 日に発生した【災害名称】に伴う災害廃棄物の処理については、関係市町村がその処理に鋭意努力しているところですが、多量に発生していることや近隣の市町村での処理も困難なことなどから、関係市町村もその対応に苦慮しているところです。

つきましては、貴協会におかれましてもこの事情をご賢察いただき、この度の災害廃棄物の処理について特段のご協力とご支援をお願いいたします。

4 - 4 . 処理業者との委託契約書（平成 16 年中越地震での事例）

業務委託契約書

委託者（甲） 市
受託者（乙）

上記当事者間において、業務の委託について次の条項により契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）計画承認番号

市環施 解 修 第 号(申請者氏名:)

（2）業務の名称

解体廃棄物等運搬処分業務

（3）業務の内容及び実施方法

被災住宅の解体廃棄物等を適正に運搬し処分する

（4）業務の実施場所

市 町 から処分場まで

（委託期間）

第 2 条 業務の委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（委託料）

第 3 条 業務の委託料は、次のとおりとする。

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（業務の内容の変更）

第 4 条 甲は、この契約締結後においても、特別の理由があるときは、業務の内容の一部を乙と協議のうえ変更することができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、書面によりこれを定めるものとする。

（法令等の遵守義務）

第 5 条 乙は、業務の実施に当たっては、業務の実施に係る関係法令の規定を遵守する。

（成果の報告）

第 6 条 乙は、業務の成果について、甲の指示するところにより、甲に報告しなければならない。

（確認及び検査）

第7条 甲は、乙から業務の成果について報告を受けたときは、確認及び検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第8条 甲は、乙から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(甲の契約解除権)

第10条 甲は、次に掲げるいずれかの事由が発生したときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内にこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。

(乙の契約解除権)

第11条 乙は、甲の責めに帰する理由によりこの契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に違反したため甲に損害を与えたとき、又は乙の責めに帰する理由により業務の実施に関し甲若しくは第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第3条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第14条 この契約について疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 市
市長

乙

資料5 市町村間の相互協力体制（例）

表 5 - 1 協力支援要請の項目と要請先（例）

協力支援要請項目		要 請 先	
都市生活再建・ 都市再建時	情報提供等総合的支援	国、都道府県等	
	仮設 トイレ	機材、設置等	被災市町村、他自治体、レンタル業者、関係団体（リース業協会、建設業協会等）等
		設置人員	被災市町村、他自治体、自衛隊、関係団体等
	し尿	収集車両	他自治体、許可業者、関係団体（一般廃棄物関係団体等）等
		収集人員	被災市町村、他自治体、許可業者、関係団体等
生活確保時	防疫	機材、作業	被災市町村、他自治体、関係団体（ペストコントロール協会等）等
	生活 ごみ	排出用機材	他自治体、レンタル業者、関係団体等
		設置人員	被災市町村、他自治体、レンタル業者、関係団体等
		収集車両	他自治体、関係団体（一般廃棄物関係団体、産業廃棄物協会等）等
		収集人員	被災市町村、他自治体、関係団体等
	粗大 ごみ	収集車両	他自治体、関係団体（一般廃棄物関係団体、産業廃棄物協会等）
		収集人員	被災市町村、他自治体、関係団体等
	がれき	収集車両	関係団体（一般廃棄物関係団体、産業廃棄物協会、解体業協会、建設業協会、トラック協会等）、自衛隊等
		収集人員	被災市町村、他自治体、関係団体、自衛隊等
生活維持・確保時	建築物の解体		関係団体（解体業協会、建設業協会等）、自衛隊等
	仮置場	設置	被災市町村（庁内調整）、都道府県、（民有地の場合）所有者・管理者
		仮設施設（破碎/選別/焼却）	仮設施設メーカー、関係団体（リース業協会、一般廃棄物関係団体、産業廃棄物協会等）等
		管理人員	被災市町村、他自治体、関係団体（建設業協会、産業廃棄物協会、人材派遣会社等）等
		積み込み用機材、 整地用機材	関係団体（リース業協会、建設業協会等）等
		再搬用機材・人員	被災市町村、他自治体、関係団体（産業廃棄物協会等）、自衛隊等

被災市町村の他部局から調達可能な項目については被災市町村と記載

生活再建・都市再建時：当日～2、3日 生活確保時：2、3日～2週間 生活維持・確保時：2週間以降

大都市圏震災廃棄物処理計画作成の手引き（厚生省、平成12年3月）をもとに首都圏自治体、被災自治体及び関係団体への調査結果を踏まえて整理

表 5 - 2 都道府県・市町村間の締結事例

	協定書内容	協定締結先
市町村	包括的な相互応援・援助に係る協定	都道府県内の全市町村
		隣接・近隣の市町村
		近郊の他都道府県の市町村
		全国地域の大都市
		友好都市・姉妹都市
	廃棄物処理協力体制に係る協定	都道府県内全市町村
		都道府県内ブロック
		都道府県内大都市
	廃棄物処理施設に係る協定	県内市町村・一部事務組合
都道府県	包括的な相互応援・援助に係る協定	全国の都道府県
		隣接・近隣の都道府県
		近郊の都道府県
	廃棄物処理協力体制に係る協定	都道府県内の全市町村・都道府県

表 5 - 3 都道府県内の市町村間の締結事例

協定名称	構成
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、県内市町・一部事務組合
新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書	新潟県、県内市町村・一部事務組合・広域連合
三重県災害等廃棄物処理応援協定	三重県、県内市町村・一部事務組合・広域連合
栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定	栃木県、県内市町村、一部事務組合
一般廃棄物及び災害廃棄物の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会、埼玉県、県内市町村・一部事務組合
一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	愛知県内市町村・一部事務組合
災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内市町村
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定	千葉県内市町村

(1) 兵庫県内の市町の協定例

兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

(相互応援体制)

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック(以下「ブロック」という。)に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

(応援要請)

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等へ応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他ブロックの市町等へ応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県へ応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要な調整を行うものとする。

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書(様式第1号)により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- (1) 連絡責任者
- (2) 災害の種類、発生日時、場所、災害による被災の状況
- (3) 応援要請内容(必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日)
- (4) 災害廃棄物の発生状況と仮置場
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

(応援実施内容の報告)

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を(様式第2号)により県に報告するものとする。

(災害廃棄物処理対策連絡会議)

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課(以下「環境整備課」という。)に置く。

(関連情報の整備)

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を(様式第3号)により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに